

国際税務ニュースレター

2008年3月号

今回のテーマ：住所の課税上の意義

平成20年1月23日、東京高裁は、消費者金融大手武富士の元会長（故人）夫妻から、カンダ 法人の株式を贈与された長男への総額1330億円の贈与税課税処分取消を求める訴訟の判決を言い渡しました。争点は、長男が贈与当時、日本国内に住所を有していたか否かの判断です。贈与当時の相続税法は、日本国内に住所を有していない者が、国外財産（カンダ 法人株式）の贈与を受けても、贈与税は課税されなかったからです。

住所の有無による課税財産の相違

相続税法は、納税義務者を、相続又は贈与時に日本国内に住所を有していたか否かにより、無制限納税義務者（住所有）と制限納税義務者（住所無）に分け、無制限納税義務者に対しては、国内外のすべての財産を課税対象としています。一方、制限納税義務者に対しては、国内にある財産のみを課税対象としています。したがって納税義務者が、日本国内に住所を有するか否かは、課税財産の範囲に大きな差となって現れることから、納税者と税務当局との見解が、真っ向から対立する可能性があります。

第1 審東京地裁の判断

東京地裁は、過去の判例に沿って、住所とは各人の生活の本拠を指すものと解するのが相当であり、生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであって、住所であるか否かは、一般的には住居、職業等の客観的事実に基づき、総合的に判定するのが相当であるとしました。そのうえで、長男が当時香港に長期間滞在することとなった理由の目的の一つに、贈与税の負担回避があったとしても、現実に香港の住居を拠点として生活していた事実が消滅するわけではないから、贈与税回避の目的は、生活の本拠の判定に決定的な影響を与えないと判示しました。

つまり長男は、当時香港に住所を有していたので、国外財産（カンダ 法人株式）に、贈与税を課税した国税の処分は、取消されるべきであるという判断です。

第2 審東京高裁の判断

しかし東京地裁の判決には、敗訴した国税のみならず、学者からも異論が唱えられました。本件では、顧問弁護士のアドバイスをはじめとして、租税回避のための種々の工作が行われていた事実が明らかとなっており、それらの工作が行われていた事実を重視する見解です。高裁では、国税側は、法律の「住所」は、法律の趣旨を考慮して、法律問題毎に相対的に定められるべきであるとの主張を展開しました（住所複数説）。

高裁の審理でも、長男の生活の本拠が日本にあったかどうかに関する多くの証拠が、双方から提出されましたが、最終的に高裁は、住所複数説を採用したか否かは明らかではないものの、本件事実関係の下では、香港における滞在日数を重視し、これを日本における滞在日数と形式的に比較して、いずれを住所であるかを判定するのは相当でないと判示し、国税側の課税処分を相当としました。

この判決に関しては、国税の強引な課税姿勢が助長されることを危惧する見解がある一方で、法の網をすり抜ける過度な節税に不公平感を抱いていた納税者からは、判決の正当性を評価するむきもあります。

お見逃しなく！

平成 12 年改正相続税法は、相続・贈与時点前 5 年以内のいずれかの時点において日本に住所を有していたことがある日本国籍を有する個人に対しては、国外財産についても課税対象としました。改正後の規定が、過去に適用されることがあったならば、武富士の長男は、贈与税の課税を免れることはできませんでした。

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991

Mail：info@wakaba-tax.com

情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）